

食品ロス削減に向けたさらなる取り組みの推進を求める意見書

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスについては、その削減が今や我が国における喫緊の課題と言えます。

国内で発生する食品ロスの量は2015年度で年間646万トンと推計され、これは国連世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上ります。政府は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に沿い、2030年度までに家庭での食品ロスの量を2000年度比で半減させることを目指していますが、そのためには、事業者を含め、国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発が不可欠です。この課題に国民がそれぞれの立場で主体的に取り組み、社会全体としても対応できるよう、食品を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが必要となります。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食品を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要です。

よって、国会及び政府は、食品ロス削減に向けた取り組みをさらに推進するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めた、より一層の取り組みを実施すること。
2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制、消費者への普及や啓発、学校等における食育や環境教育の実施など、食品ロス削減に向けた国民運動をこれまで以上に強化すること。
3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月15日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

衆議院議長

厚生労働大臣

環境大臣

参議院議長

農林水産大臣

消費者及び食品安全担当大臣

文部科学大臣

経済産業大臣